

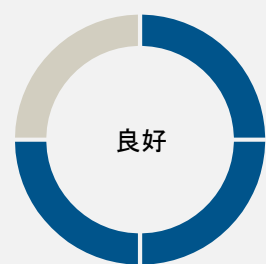
セカンドオピニオン

日本学生支援機構が発行するソーシャルボンドのサステナビリティについて

ムーディーズ ESG ソリューションズは、独立行政法人日本学生支援機構が 2022 年 11 月に発行を予定している財投機関債(第 69 回日本学生支援債券)が、ソーシャルボンド原則 2021(2022 年 6 月付録 I 改訂)(SBP)の定める 4 原則と適合していると判断しました。

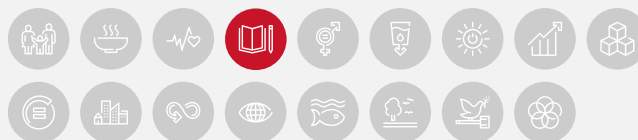
フレームワーク

サステナビリティへの貢献度



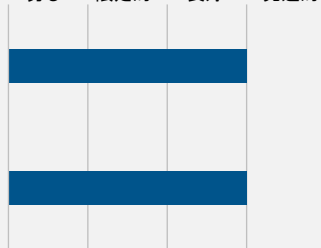
- 先進的
- 限定的
- 良好
- 劣る

SDGs マッピング



劣る 限定的 良好 先進的

予想されるインパクト



ESGリスクマネジメント

主な特徴

ソーシャルプロジェクトカテゴリ	第二種奨学金
プロジェクト開催地	日本
ターゲット層	経済的理由により修学が困難な学生
フレームワーク	有り
リファイナンス比率	なし
ルックバック期間	なし

発行体

ESG 論争

論争の数	合計1件
頻度	単発的
深刻度	重要
対応度	積極的

論争の対象となりうる活動

発行体は下記の 17 の論争の対象となりうる活動のいずれにも関与していません。

- アルコール
- 化石燃料
- 高利貸
- ボルノグラフィ
- 動物愛護
- 石炭
- ヒト胚性幹細胞
- 生殖医療
- 大麻
- ギャンブル
- 軍事
- タバコ
- 懸念のある化学物質
- 遺伝子組み換え
- 原子力
- 非在来型石油及びガス
- 民間用銃器

一貫性

一貫性あり
一部一貫性あり
一貫性なし

ムーディーズ ESG ソリューションズは独立行政法人日本学生支援機構のソーシャルボンドが、同機構の持続可能性に関する戦略的な優先事項やセクターが持続可能性の観点から抱える課題と密接に関係し、同機構のサステナビリティについてのコミットメントの達成に貢献するものであるとの意見を表明します。

本セカンドオピニオンは、英語版「Second Party Opinion」の和訳版です。和訳版と英語版の間に矛盾または不一致がある場合、英語版が優先されるものとします。

概要

ムーディーズ ESG ソリューションズは、独立行政法人日本学生支援機構のソーシャルボンドはソーシャルボンド原則 2021(SBP)の定める4原則と適合していると判断しました。

調達資金の使途 - SBP 及び MESH が独自に設定しているベストプラクティスと適合

- 適格カテゴリーは明確に定義されており、発行体は資金の使途、適格クライテリア、社会プロジェクトに関するターゲット層、プロジェクト開催国を明確に説明しています。
- 社会の目標は明確に定義されており、すべてのカテゴリーに関して適切で、国際的なサステナビリティガイドラインとの一貫性を保っています。
- 期待される社会便益は明確です。定量的なレポートは概ね適切で可能となっています。
- 本債券は新規の奨学金に充てられるため、リファイナンス率は0%です。

プロジェクトの評価と選定のプロセス - SBP と適合

- プロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確に規定されており、評価と選定のすべてのステップ(適格プロジェクトの提案、選定、検証、モニタリングを含む)において、明確に構成されています。プロジェクトの評価及び責任に関する役割は明確で内外の関連する専門家が関与しています。評価と選定のプロセスはセカンドオピニオンにおいて公開されています。
- 適格プロジェクトに関するクライテリアと除外クライテリアは明確に規定され、適格プロジェクトに該当しています。
- ESG リスクの識別、モニター、管理に関するプロセスはセカンドオピニオンにて公開されています。環境・社会に関するリスクの特定とその緩和に関するプロセスは良好と考えられ、モニタリング、選定、是正措置が含まれます。(詳細は 15-17 ページの詳細分析をご覧ください)

調達資金の管理 - SBP と適合

- 調達資金の充当と管理は明確に定義されており、同機構のウェブサイト上で公開されています。
- 手取金は債券の発行日に全額充当されます。
- 債券の手取金は正式な内部プロセスを元に、調達資金専用口座にて適切に追跡され、他の奨学金の資金等とは別に管理されます。
- 債券の発行日は送金日の2営業日前に設定されており、送金日には調達額全額が送金財源に充当されるため、送金日後において未充当の資金は存在しないスキームとなっています。
- 発行体は適格プロジェクトが中止又は延期等となった場合の資金管理のプロセスについて開示しています。しかし、再充当の期限については定められていません。

レポート - SBP と適合

- 資金充当状況のレポートは、債券が償還されるまで、年次にて発行体のウェブサイトにて実施されます。また、レポートは一般に公開されます。¹
- レポートは調達資金の充当状況から社会便益までカバーしています。また、発行体は、重大な事象が発生した場合には適宜報告を行うことにコミットしております。
- 社会便益に関する計算方法とその過程は公開されます。
- 適格プロジェクトへの充当と社会便益の指標に関する追跡は、発行体によって内部にて行われません。

¹ <https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/socialbond.html>

連絡先

サステナブルファイナンスチーム | clientservices@moodys.com

本オピニオン提供の背景

ムーディーズ ESG ソリューションズ(以下「MESG」)は、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「同機構」、「JASSO」又は「発行体」)が2022年11月に発行を予定している財投機関債(第69回日本学生支援債券(以下、「本債券」))の持続可能性について独立した意見を表すよう要請を受けました。

本セカンドオピニオンは、MESG 独自の環境・社会・ガバナンス(以下「ESG」)評価手法及び最新版の国際資本市場協会(以下「ICMA」)の「ソーシャルボンド原則(2022年6月付録I改訂)」に基づいています。

本オピニオンは以下の要素について精査した結果に基づいています。

- フレームワーク: フレームワークと発行体の環境・社会的コミットメントとの一貫性、持続可能性への債券の潜在的貢献、ソーシャルボンド原則(2021年版)の4つの核となる構成要素への適合状況等
- 発行体²: 発行体のステークホルダーとの ESG に関連する論争の管理、対応及び論争の対象となりうる活動³への関与の有無

MESG は、(i) 公的な情報源、メディア及びステークホルダーから収集した公開情報、(ii) MESG 独自の ESG 格付データベースの情報、(iii) 発行体から書面で提供された情報を基に精査を行いました。

本セカンドオピニオン及び発行のためには誠意に基づいて行われています。MESG は監査、現地視察、査察を含め、発行体から提供された情報の正確性を担保する検査を行っておりません。発行体から提供された情報の正確さ、及びコミットメントの実行と順守は発行体の責任です。

本セカンドオピニオン発行のための精査は2022年8月8日から2022年8月29日まで行われました。当社は、精査にあたって必要な全ての資料の提供及び担当者へのヒアリングの機会を提供されたと考えています。また、これらのデータの正確性を確認するために合理的な努力を行いました。

外部レビューのスコープ

<input checked="" type="checkbox"/>	発行前のセカンドオピニオン	<input type="checkbox"/>	インパクトレポーティング
<input type="checkbox"/>	資金充当の独立認証	<input type="checkbox"/>	クライメート ボンド イニシアティブ認証

² 発行体は MESG の ESG 評価の対象に含まれていません。発行体との同意に基づき、本セカンドオピニオンには発行体の ESG 評価を掲載していません。

³ MESG によって分析される 17 の論争の対象となっている活動とはアルコール、動物愛護、大麻、懸念のある化学物質、民間用銃器、化石燃料、石炭、ギャンブル、遺伝子組み換え、高利貸し、ヒト胚性幹細胞、軍事、原子力、ポルノグラフィ、生殖医療、タバコ、非在来型石油及びガスです。

一貫性

一貫性あり
一部一貫性あり
一貫性なし

MESG は、独立行政法人日本学生支援機構のソーシャルボンドは同機構のサステナビリティ戦略の優先事項や業界の抱える課題と一貫しており、同機構のサステナビリティ目標の達成に貢献すると判断しました。

日本政府は、SDGsアクションプラン 2022 にて SDGs4「質の高い教育」を国として取り組むべき重要課題の一つとして挙げています⁴。加えて「日本一億総活躍プラン」の中でも、少子高齢化社会対策としての子育て支援の中で、奨学金制度の拡充を項目の一つとして掲げています⁵。

このような方針に沿い、文部科学省は経済的な学生への支援を強化するとともに、授業料、入学金の免除または減額、給付奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を2020年度より開始しました⁶。

日本学生支援機構によると、2020年度の日本の高等教育機関の学生約350万人のうち約34.3%（約120万人）が同機構の貸与奨学金制度を利用しています⁷。これは、2.9人に1人の学生が日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていることをさします⁷。

このように、高等教育への平等なアクセスの重要性は国連の持続可能な開発目標(SDGs)においても指摘されていますが、奨学金制度の整備・拡充等によって経済的理由が高等教育への進学を阻む要因とならないようにすることは、日本においても教育の機会均等の実現に向けた重要な課題の一つとして認識されています。

日本学生支援機構は奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業という3つの事業を行っています。

日本学生支援機構は奨学金事業を通じて、経済的理由により修学が困難な学生等に対する支援を行い、日本国憲法や教育基本法に定められた「教育の機会均等」に寄与しています。同機構の奨学金貸与事業では、1943年の事業開始以来2020年度までの78年間で約1,413万人に対して累計額約22兆円の奨学金を貸与しています(旧日本育英会を含む)⁷。

日本学生支援機構の奨学金制度には返還の必要がない給付奨学金とその必要がある貸与奨学金があります。さらに貸与奨学金は無利息の「第一種奨学金」と利息付の「第二種奨学金」の2種類に分かれます。このうち、本債券の資金の用途である第二種奨学金は、第一種奨学金よりも緩やかな基準によって運用されており、一定の条件を満たせば原則として全ての申請者が奨学金の貸与を受けることができます。また、その貸与利率は民間の教育ローン等と比べて低く設定されています。

貸与奨学金に充当されるプロジェクト用のソーシャルボンドフレームワークの作成により、発行体は、同発行体のサステナビリティ戦略とコミットメントとの一貫性を保ち、セクターの重要な課題への達成に貢献していると見なします。

⁴ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2022.pdf

⁵ <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/index.html>

⁶ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

⁷ <https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/siryu.html>

フレームワーク

発行体は、発行予定のソーシャルボンドの主な特徴をフレームワークにて説明しており、その内容はソーシャルボンド原則の自主的ガイドラインの4つの核となる構成要素に沿っています。(最新のフレームワークは2020年7月にMESGへ提出されています)。また、市場慣行に従い、フレームワークは発行体のウェブサイトで公開されます。

ソーシャルボンド原則への適合状況

調達資金の用途

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

本債券によって調達される資金は、ソーシャルローンカテゴリー(「適格カテゴリー」)内のローンの新規ファイナンスに用いられます(表1参照)。

- 適格カテゴリーは明確に定義されており、発行体は資金の用途、適格クライテリア、社会プロジェクトに関するターゲット層、プロジェクト開催国を明確に説明しています。
- 社会の目標は明確に定義されており、すべてのカテゴリーに関して適切で、国際的なサステナビリティガイドラインとの一貫性を保っています。
- 期待される社会便益は明確です。定量的なレポートは概ね適切で可能となっています。
- 本債券は新規の奨学金に充てられるため、リファイナンス率は0%です。

ベストプラクティス

- ⇒ 適格カテゴリーや定義(選択と除外)は明確であり、これらは国際基準に則しています。
- ⇒ 適格カテゴリーの社会便益は適切であり、これらは定量的に示されています。
- ⇒ 社会便益は、明確なベースラインを使用して起債前に見積もられています。
- ⇒ 発行体は、リファイナンスが含まれないことを確約しています。

表1 フレームワークに記載の適格カテゴリー、持続可能性に関する目的と期待される便益に関する MESG の分析

- 支出の性質: 第二種奨学金
- プロジェクト開催地: 日本

適格ローン	適格サブカテゴリー/定義	ターゲット層	サステナビリティ目標と便益	MESG の分析
第二種奨学金	返還の必要のある貸与奨学金のうち、利息付のもの <ul style="list-style-type: none"> - 返還の金利条件(固定、5年ごとの見直し)については奨学生が選択できる - 貸与利率の上限は3% - 貸与期間中(在学期間中)は利息の支払い負担は生じない - 返還は卒業(貸与終了)後に開始される 	下記の条件 ⁸ を満たす学生: <ul style="list-style-type: none"> - 人物 - 学力 - 家計 について各基準に基づき総合的に判定	教育の機会均等への寄与 基準を満たす申請者全員に対して奨学金を貸与すること 基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合:100%	適格カテゴリーは、定義、クライテリア、資金用途の性質、プロジェクト運営場所も含め、明確に定義されています。 ターゲット層は明確に定義されていません。 社会目的は明確に規定されており、国際的なサステナビリティ基準との一貫性を保っています。 期待される社会便益は明確そして適切で、定量的にレポートイングされます。

⁸ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/index.html

SDGs マッピング

上記の適格カテゴリーは、1つの持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものと考えます。

適格カテゴリー	SDG	SGD ターゲット
第二種奨学金	 4 Quality Education	4.3: 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

プロジェクトの評価と選定のプロセス



- プロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確に規定されており、評価と選定のすべてのステップ（適格プロジェクトの提案、選定、検証、モニタリングを含む）において、明確に構成されています。プロジェクトの評価及び責任に関する役割は明確で内外の関連する専門家が関与しています。評価と選定のプロセスはセカンドオピニオンにおいて公開されています。
- 適格プロジェクトに関するクライテリアと除外クライテリアは明確に規定され、適格プロジェクトに該当しています。
- ESG リスクの識別、モニター、管理に関するプロセスはセカンドオピニオンにて公開されています。環境・社会に関するリスクの特定とその緩和に関するプロセスは良好と考えられ、モニタリング、選定、是正措置が含まれます。（詳細は 15-17 ページの詳細分析をご覧ください）

プロジェクトの評価と選定のプロセス

- そのプロセスには明確な役割と責任を持つ関係部署が関与しており、妥当な適格性を判断する基準に依拠しています。
 - 各教育機関の学校長
 - 奨学生採用に関する業務を担当する課
 - 統括課
 - 奨学金の継続的な適格性の確認等を実施する業務を担当する課
 - 理事
- 上記部署は、下記の責任を果たします。
 - 奨学生の採用は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に基づき、学校長からの推薦があった者について、機構が選考により実施しています。
 - 機構の奨学生採用に関する業務を担当する課が選考を行っており、選考結果については、部内の統括課に報告されます。
 - 理事が決裁しています。
 - 奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準に基づいて機構が総合的に判断しています。第二種奨学金の貸与にあたっての判断基準は、無利息の第一種奨学金と比べて緩やかなものとなっており、上記選定基準以外に特に設けられた除外や禁止の基準はなく、原則として選定基準を満たせばすべての申請者に対して奨学金が貸与されます。なお、選考処理を行う際には奨学生選考ソフトにおいて学力基準や家計基準を満たしているかの判定も行っており、基準に合わないものが採用されない仕組みも設けられています。
 - 適格プロジェクトのモニタリングに関しては奨学金の継続的な適格性の確認等を実施する業務を担当する課により奨学金の貸与が終了するまで行われています。

- 適格プロジェクトの評価と選定プロセスの追跡及び検証は全体を通して担保されています。
 - プロジェクトの選定に関して、基準を満たさない誤った選定を回避するために、検証の仕組みが設けられています。
 - 環境及び社会論争のモニタリングについて発行体は、ステークホルダーとの間に論争が発生した際には、内容に応じて業務を担当する部署が担当し、訴訟の場合には必要に応じて弁護士へ相談するなどの対応が実施されています。また、機構は自らの立場を説明するとともに、必要に応じて主務官庁との連携を図りながら対応を行っています。
 - プロセスのトレーサビリティに関しては、用いられる各基準の内容等について業務方法等の文書に明記されており、その内容は一般に公開されています。

今後の検討課題としては、プロジェクトへの非適格性が認められた場合の措置を明記することです。

適格クライテリア

適格プロジェクトの評価と選定のプロセスは、各適格カテゴリーの掲げる社会面の目標と整合した明確な適格基準(選定及び除外基準)に基づいています。

- プロジェクトの選定は、「調達資金の使途」セクションの表1に掲載の適格カテゴリーごとの基準に基づきます。
- 発行体は、追加の財務リスクが高いとされるセクター(タバコ、石炭または非従来型の化石燃料、ナイトクラブ、アダルトエンターテイメント、ギャンブル)に該当する活動に資金を提供することを目的とした適格プロジェクトを除外します。

ベストプラクティス

⇒ 適格プロジェクトの選択及び除外クライテリアは明確に定義されており、すべての適格カテゴリーにおいて詳述されています。

調達資金の管理



- 調達資金の充当と管理は明確に定義されており、同機構のウェブサイト上で公開されます。
- 手取金は債券の発行日に全額充当されます。
- 債券の手取金は正式な内部プロセスを元に、調達資金専用口座にて適切に追跡され、他の奨学金の資金等とは別に管理されます。
- 債券の発行日は送金日の2営業日前に設定されており、送金日には調達額全額が送金財源に充当されるため、送金日後において未充当の資金は存在しないスキームとなっています。
- 発行体は適格プロジェクトが中止又は延期等となった場合の資金管理のプロセスについて開示しています。しかし、再充当の期限については定められていません。

調達資金の管理

- 本債券によって調達された資金は、第二種奨学金専用の預金口座にまとめられ、他の奨学金の資金等とは別に管理されるため、その他の目的に使用されることはありません。
- 日本学生支援債券の発行により調達した資金は、その全額が財務部において管理されます。
- 送金先及び送金額の内容については機構内の所定の手続きにより、その詳細が把握される体制が構築されています。
- 債券の発行日は送金日の2営業日前に設定されており、送金日には調達額全額が送金財源に充当されます。このためリファイナンスに回される資金はなく、送金後日において未充当の資金は存在しないスキームとなっています。
- 発行体は、本債券により調達された資金がそのほかの目的に使用されることはないことを公約しています。なお、本債券がオーバーパー発行となる場合には、当機構は当該差金部分を将来の利払い費用の一部に使用します。これは総務省の定める「独立行政法人会計基準」及び関連ガイドラインに基づく会計処理です。
- 発行体の奨学金事業は国の教育政策の一環として実施されており、その事業の性質から、当機構の主要な業務が改廃等といった事象が発生しない限り、奨学金事業が中止、延期、ダイベストメントとなることは考えにくいものの、仮に災害等の発生により、奨学金の送金が延期になった場合には、当機構の調達資金の管理プロセス(上記)に沿う形で管理を続け、延期等の原因となった事象が解消され次第、直ちに送金を行う予定です。

ベストプラクティス

- ⇒ 資金充当期間は24ヶ月もしくはそれ以下です。
- ⇒ 適格プロジェクトの実施中止や延期、ダイベストメント等が生じた際の対応を開示しています。

レポートニング



- 資金充当状況のレポートニングは、債券が償還されるまで、年次にて発行体のウェブサイトにて実施されます。また、レポートは一般に公開されます。
- レポートニングは調達資金の充当状況から社会便益までカバーしています。また、発行体は、重大な事象が発生した場合には適宜報告を行うことにコミットしております。
- 社会便益に関する計算方法とその過程は公開されます。
- 適格プロジェクトへの充当と社会便益の指標に関する追跡は、発行体によって内部にて行われます。

レポートニング指標

発行体は、適格カテゴリーレベルで以下の指標を透明性をもって報告します。

- 資金の充当状況: 選択された指標は適切です。

レポートニング指標
⇒ 適格カテゴリーである第二種奨学金の概要
⇒ 年度の資金充当額
⇒ 未充当の資金残高
⇒ リファイナンス比率(単位:%)

- 社会便益に関する指標: 選択された指標は明確で適切です。

適格カテゴリー	社会便益に関する指標
第二種奨学金	<ul style="list-style-type: none"> - 年度別第二種奨学金貸与人員(単位:万人) - 年度別第二種奨学金貸与金額(単位:億円) - 基準を満たす申請者のうち奨学金を貸与された奨学生の割合(単位:%) - 年度別第二種奨学金回収率(単位:%)

今後の検討課題としては、資金充当の監査を取得することです。

ベストプラクティス
⇒ 発行体は、資金充当状況のレポートニングを債券の償還まで行います。
⇒ 発行体はレポートニングを公開します。
⇒ レポートニングは、資金の充当状況や期待されるサステナビリティ便益に関連のある情報をカバーします。また、発行体は、重大な事象が発生した場合には適宜報告を行うことにコミットしております。
⇒ 発行体を選択した資金充当に関する指標は網羅的です。
⇒ 発行体を選択した社会便益に関する報告指標は、明確かつ関連性があり、また適格カテゴリーにおいて期待される社会便益をすべてカバーしています。

⇒ 社会便益のレポートに使用された計算方法とその過程は公開されます。

サステナビリティへの貢献度

予想されるインパクト

適格プロジェクトの環境及び社会への影響度は良好です。

適格プロジェクト	予想されるインパクト	分析
第二種奨学金	良好	<p>文部科学省が実施した学校基本調査によると、日本における2021年5月1日現在の高等教育への進学率は83.8%でした⁹。しかしその一方で、高等教育を無償で提供する機関(国公立の機関を含む)の数は非常に限られており多くの高等教育機関は有償となっています。(例えば国公立大学における平均の授業料は年間535,800円、私立大学においては年間930,943円¹⁰)日本の高等教育機関在籍者の34.3%が日本学生支援機構から奨学金を受けていることを考えると、SDGs4である「質の高い教育をみんなに」は日本において関連のあるトピックであると考えられます¹¹。</p> <p>日本学生支援機構は奨学金事業を通じて、経済的理由により修学が困難な学生等に対する支援を行い、日本国憲法や教育基本法に定められた「教育の機会均等」に寄与しています。また、同機構の貸与奨学金は無利息の「第一種奨学金」と利息付の「第二種奨学金」の2種類に分かれており、第二種奨学金は、第一種奨学金よりも緩やかな貸与基準の元で審査が行われます。そのため、第二種奨学金は第一種奨学金に比べ、より幅広い学生の奨学金へのアクセスを可能にするものであると考えます。</p> <p>加えて、本債券の手取金が充当される第二種奨学金は教育の機会均等、継続、修了への寄与という点から日本における長期的な教育レベルの向上への貢献が可能であると考えられます。その一方で、第二種奨学金は経済的理由により就学が困難な学生に社会的便益を提供するものの、利息付という第二種奨学金の性質から、奨学生にとって卒業後の返還が負担となる可能性があります。</p> <p>一方で、同機構は政府の執行機関であり、奨学金を巡る議論や社会の要望を受けた政府の法改正をうけ、2017年度から返還不要の給付奨学金事業も行っています。</p> <p>また、貸与奨学金の返還回収に関しても、奨学金制度の維持や将来の奨学生の利益を守る観点から、一定以上の回収率を維持する必要があります。</p>
全体評価	良好	

⁹ https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_chousa01-000019664-1.pdf

¹⁰ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1412031_00004.htm

¹¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406059.htm

プロジェクト毎の ESG リスクの特定及び管理体制

適格プロジェクトに関連した ESG リスクの特定及び管理体制は良好です。

環境リスク

環境方針

独立行政法人日本学生支援機構は、「独立行政法人日本学生支援機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画(改正令和3年8月25日)」¹²にて独自の環境方針を定めています。この中で同機構は、機構の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標として前年度よりの削減を当面の目標としています。また、同計画内には低公害車や省エネルギー型の機器の導入をはじめとする温室効果ガス削減に向けた具体的な取り組み項目が明記されています。また、リスク管理規程においては、リスク管理委員会が災害を含む同機構のオペレーションに支障をきたしかねないリスク管理の統括を行う旨が記されています¹³。

社会リスク

人権と労働権利

独立行政法人日本学生支援機構は人権の尊重およびハラスメント等の防止策の一環として、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止に関する規程を定めています¹⁴。本規程内では、役職員、理事長、監督者の責務がそれぞれ定められており、各関係者が人権侵害の防止及び排除に努めることが明示されています。加えて、別途、組織運営規程に基づき人権侵害対策委員会の設置も定められており、同対策委員会が人権侵害の防止および排除のための啓発活動や研修等を立案して旨や、人権侵害問題が発生した場合にはその調査を行う旨を記した活動内容が定義されています。

身体的制約等による差別等の防止に関しては、日本が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいた「独立行政法人日本学生支援機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。また、各事務所には苦情相談員が配置され職員からの苦情相談に対応しており、苦情相談に関する体制が整備されています。最後に、労働者権利の尊重に関しては、労働組合法・労働基準法関係法令に基づき実施されており、違法労働に関しても、日本が批准している国際基準に基づき制定された法律に準拠しています。

健康と安全

独立行政法人日本学生支援機構は、月1回各事務所において衛生委員会を開催し、委員会が産業医とともに職場環境について話し合う場が設けられています。また、すべての職員を対象とした年1回の職員向けのストレスチェック及び健康診断が実施されており、産業医・保健師による面談も実施されています。

¹² https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/sonota/_icsFiles/afiedfile/2021/11/05/2021ondanka.pdf

¹³ https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/_icsFiles/afiedfile/2021/09/14/kitei_27_16.pdf

¹⁴ https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/_icsFiles/afiedfile/2021/04/16/kitei_17_18.pdf

労働環境の質に関しては、職員就業規則や非常勤職員就業規則において定められています。加えて、職員の育児休業等に関する細則や職員就業規則実施細則を定め、女性が活躍しやすい職場環境の整備を推進しています。給与水準に関しては日本が法律で定める公務員の給与¹⁵¹⁶に準拠しています。

社会的影響の促進

独立行政法人日本学生支援機構は、組織全体として社会に与えるインパクトの査定は行っていないものの、奨学金事業そのものの性質が日本国憲法や教育基本法に定められる「教育の機会均等」に貢献し、ポジティブなインパクトを与えるものであると考えられます。

また、同機構の業務は、国会や政府が制定した法令に基づいて実施されるものであることから、事業の実施状況やそれを踏まえた国民の声、更には社会的なニーズを踏まえて、適宜適切に法令等の改正も行われることを踏まえ、社会影響評価を受けた事業であると考えられます。

顧客との責任あるコミュニケーション

独立行政法人日本学生支援機構は、HP上において奨学金制度について情報提供を行っており、その中には利子を含む奨学金の性質や、返還の必要性も含まれています。また奨学金の性質やそのリスクについて説明した「申込みのてびき」や「返還のてびき」がHP上に掲載されており、一般に公開されています¹⁷¹⁸¹⁹。

そのほかにも、奨学金やその返還について奨学金の受給者である学生や将来的な応募を検討している学生に対し説明会を開催することで、そのリスクについて説明をするとともに、返還意義の理解の浸透に努めています。また、全国の高等学校等にスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関するガイダンスを行うことで、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないよう活動を行っています²⁰²¹。奨学金相談センターでは、相談窓口として随時相談を受け付けるとともに、定期的に満足度調査が行われています。

責任あるマネジメント及びアフターセールスにおける顧客関係

独立行政法人日本学生支援機構は、奨学金の相談窓口として奨学金相談センターを設置しています。また、機構への相談や意見も随時受け付けており、奨学金利用者などがチャットボットを通して質問をしたり、意見フォームを通じて同機構に提出できるようになっています²²。寄せられた意見に関しては、奨学金に関わる担当全部署に共有され、必要に応じて担当部署が対応する仕組みになっています。

奨学金の返還にあたり、奨学生が卒業(貸与終了)後経済的な理由により、その返還が困難となった場合、1. 月々の返還額を1/2または1/3に最大15年間減少、あるいは2. 最長10年の返還期限猶予を申し出ることが出来ます²³。奨学金の貸与期間終了後に訴訟が発生した場合には、顧問弁護士に相談の上、訴状に対し適切に対応しています。

¹⁵ https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/_icsFiles/afieldfile/2021/09/14/kitei_16_02.pdf

¹⁶ https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/_icsFiles/afieldfile/2022/04/26/kitei_16_04.pdf

¹⁷ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/index.html>

¹⁸ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/index.html>

¹⁹ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

²⁰ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

²¹ <https://www.shogakukinsupport.jp>

²² <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/toiawase/index.html>

²³ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/index.html

ビジネス倫理

独立行政法人日本学生支援機構の業務内容はすべて、独立行政法人通則法、独立行政法人日本学生支援機構法、独立行政法人日本学生支援機構法施行令、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令等の日本の関係法令²⁴に基づいて行われています。ただし、行動規範はこれらの関係法令には含まれておらず、同機構も別途定めていません。

また、汚職や利益相反の防止等に関する対策として、内部通報制度が「公益通報処理に関する規程」²⁵にて定められており、必要に応じた調査チームの編成といった対応策が明示されています。監査法人・監事による監査機能も設けられている他、職員からの相談体制の整備として各事務所へ苦情相談員を配置し、匿名での苦情相談を受け付けています。また、苦情相談員を対象とした研修や職員を対象としたコンプライアンス研修も定期的実施されています。

²⁴ <https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>

²⁵ https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/_icsFiles/afiedfile/2021/04/16/kitei_18_05.pdf

発行体

ESG 論争の管理

2022年8月現在、発行体は1件のESGに関する論争(MESGが分析している6つの領域での論争)に直面しています。

- ビジネス行動:「顧客への情報提供」

頻度: 発行体は論争に単発的に直面し、業界平均と同等です²⁶。

深刻度: 発行体とステークホルダーへの影響から分析した深刻度は、業界平均よりも軽度であると考えられます²⁷。

対応度: 業界平均と同等の対応度です²⁸。

論争の対象となりうる活動への関与

発行体は、17の論争対象となる活動(アルコール、動物愛護、大麻、懸念のある化学物質、民間用銃器、化石燃料、石炭、ギャンブル、遺伝子組み換え、高利貸し、ヒト胚性幹細胞、軍事、原子力、ポルノグラフィ、生殖医療、タバコ、非在来型石油及びガス)に関与していません。

MESGは、哲学及び倫理的観点から論争の対象となりうる活動に発行体が関与しているかをスクリーニングしていますが、MESGがその内容について肯定的または否定的な立場を有することを示唆するものではありません。

²⁶ 評定尺度: 単発、時々、頻繁、継続

²⁷ 評定尺度: 軽度、中度、高度、危機的

²⁸ 評定尺度: 未/無反応、一定水準の対応あり、積極的、きわめて積極的

評価手法

MESGは、いかなる組織又は活動のサステナビリティを評価するにあっても、環境、社会、ガバナンス(ESG)の各要因は互いに絡み合い補完しあっていることから、その要因を個別に分解し単独で評価することは適切ではないと考えています。したがって債券を評価するにあっても、発行体の組織としてのESGパフォーマンス評価し、その上で当該債券のプロセスやコミットメントについて評価する必要があると考えています。

当社が提供するセカンドオピニオンは3段階の内部品質管理(アナリスト、プロダクションマネージャー、クオリティレビューアー)が行われています。このプロセスは必要に応じて専門委員会とスーパーバイザーによる最終レビューと検証によって補完されます。また、苦情等の申し立ての権利は当社が評価の対象となった全ての会社に保証されています。

一貫性

評価尺度: 一貫性なし、一部一貫性あり、一貫性あり

発行体が資金を充当する予定の事業が、発行体のサステナビリティ戦略と一貫しているか、及び事業がセクターの主要サステナビリティ課題に対応しているのかを分析します。

フレームワーク

グリーンおよびソーシャルボンド原則との適合性

評価尺度: 不適合、一部適合、適合、ベストプラクティス

本債券/フレームワークは、ソーシャルボンド原則(2022年6月付録1改訂)及びESGのマネジメントと評価に関する国際的な基準や業界のガイドラインに基づくMESGの評価手法に基づいて評価されました。

調達資金の用途

適格プロジェクトと持続可能性に関する目的及び便益の定義は、グリーン/ソーシャル/サステナブルボンドまたはローン基準の中核要素です。適格カテゴリーの定義、持続可能性に関する目標の定義と関連性の明確さを評価します。また、期待される便益の関連性、定量化、および計測方法の説明についても評価します。さらに、対象となるプロジェクトの国連の持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットへの貢献度を評価します。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクトの評価と選定のプロセスの透明性、ガバナンス、関連性を評価します。また、適格基準については、明確さ、関連性及び適格プロジェクトの目的と比べて適切かという観点から評価します。

調達資金の管理

調達資金の管理及び資金充当プロセスに関する規定について、透明性、追跡可能性及び検証可能性の観点から評価します。

レポートニング

資金の充当や充当状況の管理、持続可能性への貢献(結果とインパクト指標)は、その透明性、網羅性、及び関連性の観点から評価します。

サステナビリティへの貢献度

評定尺度: 劣る、限定的、良好、先進的

サステナビリティへの貢献度の評価は、環境面/社会面の目的から予想されるポジティブインパクトと、関連するネガティブインパクトの管理体制の両方を含みます。

環境面/社会面の目的から予想されるポジティブインパクト

発行体が資金を充当予定の事業の環境面/社会面での目標から期待されるポジティブインパクトは下記の基準にて評価されます。

- i) セクターの持つ重要な環境面/社会面の目的に事業が対応しているか²⁹
- ii) インパクトの範囲: 影響を受けるであろうステークホルダー(発行体、バリューチェーン、国内外のステークホルダー)の範囲
- iii) 事業の環境面/社会面の目的から予想されるインパクトの度合いと持続性(ネガティブインパクトを削減するだけでなく、防ぎ、回避する能力、または長期的、構造的な改善をする能力)
- iv) (環境面での目的のみ)現時点で存在するベストオプションをどの程度採用しているか

適格事業の ESG リスク管理

MESG の評価手法や、ESG リスク管理と評価に関する国際基準、業界のガイドラインを基に、適格事業のリスク特定及び管理体制を評価しています。

発行体

ESG 論争の管理

ESG 論争とは、MESG の ESG フレームワークにて定義されている通り、信頼できる情報源から一般に公開されている情報、もしくは論争を引き起こすような意見のうち、発行体の ESG 関連の問題に関するものをいいます。これらの論争は、事実や出来事、相反する価値観や訴訟、もしくは証明されていない主張などを含む可能性があります。

MESG は評価にあたって発行体が提供した情報、メディア及びステークホルダーからの情報を用いています (MESG は Factiva Dow Jones と連携しており、金融業界向け新聞から業界専門誌、ローカルな出版物から NGO の出版物まで国際的な約 28,500 の出版物へのアクセスを確保しています)。これらのソースから得られた情報は、それが公となっており、文書化され、追跡可能な場合のみ考慮されます。

MESG の、発行体の ESG 関連の論争リスクの軽減能力についての意見は以下の 3 つの要素の分析・評価に基づいています。

- 頻度: 企業レベルで ESG 関連の論争にどの程度巻き込まれやすいかの評価。(頻度の評価尺度: 単発、時々、頻繁、継続)
- 深刻度: 深刻度はステークホルダーの利益、企業の社会的責任、与えた負の影響の度合い、を考慮して決定されます。複数の論争がある場合には最も深刻とみなされるものを尺度とします。(深刻度の評価尺度: 軽度、中度、高度、危機的)
- 反応度: 論争に対する企業の対応能力の評価で、ステークホルダーと適切な対話を行っているか、防止策、是正措置を講じているか等を評価します。(反応度の評価尺度: 未/無対応、一定水準の対応有り、積極的、極めて積極的)

ESG 関連の論争が企業の評判に与える影響は、事象の深刻度や企業の対応によりますが、時間の経過と共に小さくなります。したがって、MESG の ESG に関連する論争に関するデータベースでは、深刻度が軽度から中度と分類される論争については事象発生から 24 か月、深刻度が高度から危機的とされる論争については 48 か月間有効とみなされます。

論争の対象となりうる活動への関与

論争の対象となりうる活動への関与については 17 の活動について 30 の変数を用いてその関与を分析しています。特定の活動への関与の度合い(関与なし、関与小、関与大)の判断は以下の 2 つの点に基づいています。

- 論争の対象となりうる製品やサービスなどから得ていると想定される収入
- 論争の対象となりうる製品やサービスの特徴

²⁹ 各国で特定の社会的要求がどれほど重要かは、プロジェクトが主要な目的としている SDG のその国での優先順位を基に判断しています。この判断には”Sachs, J., Schmidt-Traub, G., Kroll, C., Lafortune, G., Fuller, G., Woelm, F. 2020. The Sustainable Development Goals and COVID-19. Sustainable Development Report 2020. Cambridge: Cambridge University Press”のデータを使用しています。

MESG 評定尺度

発行体の ESG パフォーマンス及び発行予定金融商品のサステナビリティへの貢献度の評定尺度		ソーシャルボンド原則との適合性の評価尺度	
先進的	先進的に取り組みであり、持続可能性に係る目標の達成のための課題解決に貢献するという強い証拠がある。 予想されるインパクトは先進的であり、ESG リスクマネジメントも先進的もしくは良好で、新種のリスクを予測するために革新的な手法を用いている。	ベストプラクティス	ICMA のソーシャルボンド原則にとどまらず、推奨される手法やベストプラクティスを適用している。
良好	説得力のある取り組みであり、課題解決に貢献するという十分で一貫した証拠がある。 予想されるインパクトが良好で、ESG リスクマネジメントも良好もしくは先進的である。または、予想されるインパクトは先進的だが、ESG リスクマネジメントは限定的なレベルにとどまる。	適合	ICMA のソーシャルボンド原則を全て適用している。
限定的	持続可能性に係る目標達成のための取り組みを始めている、もしくは一部達成されている。課題解決に貢献するという証拠は断片的。 予想されるインパクトは限定的であり、ESG リスクマネジメントは限定的から先進的である。あるいは、予想されるインパクトは良好と評価されるが、ESG リスクマネジメントは限定的もしくは劣る。あるいは、予想されるインパクトは先進的であるものの、ESG リスクマネジメントは劣る。	一部適合	ICMA のソーシャルボンド原則の多くを適用しているが、全てではない。
劣る	社会/環境への責任へのコミットメントは不明瞭であり、課題解決に貢献するという証拠がない。 予想されるインパクトは劣ると評価され、ESG リスクマネジメントは限定的から先進的である。もしくは、予想されるインパクトは限定的であり、ESG リスクマネジメントは劣ると評価される。	不適合	ICMA のソーシャルボンド原則の一部しか適用していない。

STATEMENT ON MOODY'S ESG SOLUTIONS' INDEPENDENCE AND CONFLICT-OF-INTEREST POLICY

Transparency on the relation between MOODY'S ESG and the Issuer: MOODY'S ESG has carried out 17 audit mission or consultancy activity for Japan Student Service Organization. Independence, transparency, quality and integrity requirements are all formalised within our Moody's Code of Conduct.

This opinion aims at providing an independent opinion on the sustainability credentials and management of the Bonds, based on the information which has been made available to MOODY'S ESG. MOODY'S ESG has neither interviewed stakeholders out of the Issuer's employees, nor performed an on-site audit nor other tests to check the accuracy of the information provided by the Issuer. The accuracy, comprehensiveness and trustworthiness of the information collected are a responsibility of the Issuer. The Issuer is fully responsible for attesting the compliance with its commitments defined in its policies, for their implementation and their monitoring. The opinion delivered by MOODY'S ESG neither focuses on the financial performance of the Bonds, nor on the effective allocation of its proceeds. MOODY'S ESG is not liable for the induced consequences when third parties use this opinion either to make investments decisions or to make any kind of business transaction. Restriction on distribution and use of this opinion: The deliverables remain the property of MOODY'S ESG. MOODY'S ESG grants the Issuer/Borrower all rights to use the final version of the Second Party Opinion delivered for external use via any media that the Issuer shall determine in a worldwide perimeter. The Issuer has the right to communicate to the outside only the Second Party Opinion complete and without any modification, that is to say without making selection, withdrawal or addition, without altering it in any way, either in substance or in the form and shall only be used in the frame of the contemplated concerned issuance. The Issuer acknowledges and agrees that MOODY'S ESG reserves the right to publish the final version of the Second Party Opinion on MOODY'S ESG's website and on MOODY'S ESG's internal and external communication supporting documents.

©2022年 Moody's ESG Solutions France SAS 並びに/又はそのライセンサー及び子会社(以下総称して「Moody's ESG」といいます。)無断複写・転載を禁じます。

Moody's ESG は、各発行者の環境、社会及び/若しくはガバナンス(以下「ESG」といいます。)属性並びに/又は実績、あるいは、セクター、活動、地域、利害関係者、国又は特定のテーマに関する、データ、情報、調査、分析、報告、定量モデルに基づくスコア、評価及び/又はその他意見書(以下総称して「本調査」といいます。)をお客様に提供しています。

Moody's ESG の本調査は、信用リスク、流動性リスク、市場価値リスク又は価額変動を含みますがこれらに限定されない、非 ESG 要因及び/又はリスクについては対象としておりません。Moody's ESG の本調査に含まれる Moody's ESG の評価その他意見書は、最新情報又は過去の情報を記載するものではありません。Moody's ESG の本調査は、(i)信用格付、投資又は財務に関するアドバイスではなく又はこれを提供するものでもなく、(ii)特定の証券の購入、売却又は保有に関する提案ではなく又はこれを行うものでもなく、また、(iii)特定の投資家に対し投資の適格性について意見を述べるものではありません。Moody's ESG は、各投資家が、購入、保有又は売却を検討している各証券について、相当の注意をもって独自の調査及び評価を行うことを期待して、かつ、その了解のもとに本調査を提供いたします。

Moody's ESG の本調査は、個人投資家が使用することを想定したものではなく、個人投資家が投資判断を行う際に Moody's ESG の本調査を使用するのは、リスクを伴いかつ不適切であると思われる。疑わしい場合には、お客様の財務顧問その他専門アドバイザーにお問い合わせください。Moody's ESG の本調査は、その期間が規制目的で定められているため、ベンチマークとして使用されることを想定したものではなく、ベンチマークとみなされる可能性のあるいずれの方法によってもこれを使用してはなりません。

本書に記載する全ての情報は、著作権法を含みますがこれに限定されない法律により保護されており、Moody's ESG の事前の書面による同意なく、当該情報の全部又は一部を、その様式、方法若しくはその手段を問わず、複写、複製、再パッケージ、追加送信、移転、配布、再頒布若しくは再販売することはできず、又は上記目的で将来の使用に備えて保管することはできません。

本書に記載する全ての情報は、Moody's ESG が、正確かつ信頼に値すると考える情報源から入手したものです。ただし、人的又は機械的エラーが生ずる可能性があること、及びその他要因により、本書に記載する全ての情報は、正確性、適時性、完全性、商品性又は特定目的への適合性を含む、いかなる明示又は黙示の保証も行わず、「現状有姿」で提供されます。Moody's ESG は、監査人ではないため、いかなる場合も、受領した情報を独自に検証又は確認することはできません。

法により許容される範囲内において、Moody's ESG 並びにその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤー(以下総称して「Moody's ESG 当事者」といいます。)は、本書に記載される情報又は当該情報の使用若しくは使用不能に起因して又はこれに関連して生じた、(a)間接的、特別の、派生的又は付随的損失又は損害、並びに(b)個人若しくは事業体が被った直接的若しくは補償的損失若しくは損害(Moody's ESG 当事者側の過失(不正行為、故意による失当行為若しくは疑義を回避するために付言しますと、法により排除することのできないその他の責任を除きます。))又は Moody's ESG 当事者の支配の及ぶ範囲内外の不測の事態によるものを含みますがこれに限定されません。)にかかる個人又は事業体に対する責任を否認します。

中華人民共和国 (PRC) のみに対する追加条件: Moody's ESG が発行するセカンド・パーティー・オピニオン、Climate Bond Initiative (CBI) 検証レポートその他意見書は、(1) 関連する PRC 法令において定義される PRC グリーンボンド評価となるものではなく、(2) PRC の規制当局に提出された有価証券届出書、募集案内書、目論見書その他文書に記載したり、その他 PRC の規制開示要件を満たすために使用することはできず、また、(3) 規制目的又は関連する PRC 法令上認められていないその他目的で、PRC 国内において使用することはできないものとします。この免責条項において、「PRC」とは、香港、マカオ及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

香港のみに対する追加条件: 香港証券先物取引条例 (以下「SFO」といいます。) に定義する「証券に関する助言」に該当するセカンド・パーティー・オピニオンその他意見書は、香港証券先物取引委員会より、香港で証券に関する助言の規制対象業務を実施するライセンスを付与された法人である、Moody's ESG Solutions Hong Kong Limited が発行します。SFO に定義する「証券に関する助言」に該当するこのセカンド・パーティー・オピニオンその他意見書は、SFO 及び香港証券先物 (特定投資家) 規則 (Hong Kong Securities and Futures (Professional Investors) Rules) に定義する「特定投資家」のみをその配布対象とすることが想定されています。セカンド・パーティー・オピニオンその他意見書は、特定投資家以外の者へ配布したり、当該者がこれを使用したりしてはなりません。